

## 春日部市介護保険事業者における事故等発生時の報告の取扱基準

介護保険事業者等が行う介護サービスの提供により事故等が発生した場合、速やかに市及び利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるため、以下の取扱基準を定める。

### 1. 事故報告の対象となる事業者及びサービス

次の事業者（以下「事業者」という。）が行うサービスとする。

- (1) 指定介護保険事業者
- (2) 老人福祉法の規定に基づく施設を運営する事業者
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく運営をする事業者
- (4) 介護保険適用サービス及び通所介護事業所等で提供する宿泊サービス

### 2. 報告の範囲

#### (1) サービス提供による利用者の事故等の発生

- ① 事故等とは、死亡事故の他、骨折、裂傷、やけど、誤嚥、異食、誤薬等で医療機関を受診（施設内での医療処置を含む）または入院した事案。  
※ただし、比較的軽度な擦過傷や打撲などの日常生活に大きな支障がないものは除く
- ② 施設内における事故の他、送迎、通院、レクレーション等の間の事故を含む。
- ③ 施設側の過失の有無は問わないが、利用者自身や第三者に起因するものも含む。

#### (2) 感染症、食中毒及び疥癬等の発生

- ① 感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として一類、二類、三類及び新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）等を指す。またこれら以外の感染症（鳥インフルエンザ、レジオネラ症、感染性胃腸炎）も含む。

#### (3) 職員（従業者）の交通事故、法令違反及び不祥事等の発生

利用者や施設に損害を与えたもの

（利用者からの預かり金の横領・送迎時の交通事故・個人情報紛失流失・

利用者への虐待等)

(4) その他報告が必要と認められる事故の発生

利用者の無断外出による行方不明者の発生等、利用者の生命・身体に重大な結果を生じるおそれがあるもの

3. 報告書の手順

事業者は、2. 報告の範囲に定める事故等が発生した場合、以下の手順により市長へ報告するものとする。

(1) 事業者は、事故等の発生後速やかに第一報として別紙にて定める事項について報告するものとする。速やかにとは概ね5日程度を目安とする。

(2) 事業者は、事故等の処理の過程について、必要により経過報告書（任意様式）を添えて適宜報告するものとする。

(3) 事業者は事故等の処理の区切りがついたところで、別紙にて報告後、判明した事故等の具体的な状況等を最終報告するものとする。

(4) 利用者等の介護保険が他の市町村に属している場合、事業者は当該市町村に併せて報告するものとする。

注1) メール・FAX等の場合は、プライバシーに十分配慮すること。

注2) 重傷、重体、死亡事故等、重大な事故が発生し、報告を行おうとする時点が市の閉庁日にあたる場合は、開庁後速やかに報告を行うように努めるものとする。

4. 報告先

(1) 対象被保険者が属する保険者

(2) 事業者・施設が所在する保険者

5. 市の対応

(1) 報告を受けた場合、事故に係る状況の把握に努めるとともに、当該事業者の状況に応じて、保険者として必要な対応・支援を行うものとする。

(2) 県・国保連合会等における対応が必要と判断した場合は、関係機関との連絡調整を図るものとする。

## 6. その他

この取扱基準については、平成16年7月26日から実施するものとし、それ以前の事故については、必要により遡及して報告を求めるものとする。

また、この取扱基準については、今後においても継続的に内容の見直しを図っていくこととする。

平成28年2月4日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正